

健康診査等の概要

- ✓ 後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、高齢者医療確保法等に基づき、被保険者である後期高齢者に対して、**健康診査等**の高齢者保健事業を行う努力義務あり。厚生労働省は、後期高齢者医療制度事業費**補助金等**により広域連合が行う健康診査に要する経費の一部を補助
- ✓ 健康診査は、疾病予防等を目的として、受診勧奨（医療機関での受診を奨めること）や保健指導の対象者を抽出するために行うもの
- ✓ 高齢者保健事業では、**診療情報**^(注)を健康診査の結果として**活用**する取扱いとはなっていない
⇒市区町村国保が実施する特定健康診査では、診療情報を特定健康診査の結果として
活用することが認められている (注)医療機関で診療の一環として受けた血液検査・尿検査等の検査データ

検査の結果

- <受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態>
 - ✓ 令和2年度に交付された22広域連合に係る補助金等（計41億1984万円）を検査
 - ✓ **15広域連合に加入する407市町村**（健康診査の実施人員651,986人）において、健康診査の実施後に、受診勧奨及び保健指導のいずれについても健康診査の結果による**対象者の抽出が行われておらず**、上記実施人員に係る**補助金等11億8577万円の効果が十分に発現していない**
- <診療情報の活用が行われていない事態>
 - ✓ 2年度に交付された全47広域連合に係る補助金等（計76億0444万円）を検査
 - ✓ 実施人員4,195,246人のうち、**791,516人（18.9%）**は、前年度である元年度に、医療機関で診療の一環として健康診査と同様の血液検査・尿検査を受けており、さらに、このうち**472,548人（11.3%）**は、2年度中にも同様の検査を受けていた
⇒診療情報の提供への協力依頼を行っていれば、被保険者の同意が前提だが、一定数に係る診療情報の提供が得られ、**補助金等の交付額を一定額節減することが可能**

表示する意見

- ✓ 広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、**受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法等を明確に示す**とともに、**健康診査の結果の活用状況を把握した上で、補助金等の交付に際して確認し指導するなどの具体的な方策を検討すること**
- ✓ 広域連合が診療情報を活用することができるための**具体的な方策を検討すること**



高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

高齢者保健事業の概要

- 実施主体
後期高齢者医療広域連合
(広域連合。
都道府県単位)
- 対象
被保険者である後期高齢者
(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満
の者で一定の障害の状態にある者)
- 事業内容
健康診査、保健指導、その他の後期高齢者の
健康の保持増進のために必要な事業等
(注)事業の実施は努力義務



健康診査の目的及び国による補助

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等
に関する指針」(指針)
健康診査は、疾病予防、重症化予防等を目的として、医療機関での受診が
必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う

健康診査

対象者抽出

受診勧奨
保健指導

広域連合が実施したり、
市区町村に委託したりする
などして実施

広域連合が市区町村に委託するな
どして市区町村単位で実施

実施に要した委託料等の一部は後期高齢者医療制度
事業費補助金等により国が補助

検査の結果1

受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態

令和2年度に交付された22広域連合(加入する915市区町村)に係る補助金等(計41億1984万円)を検査したところ・・・

15広域連合に加入する407市町村
において、受診勧奨・保健指導の
いずれも対象者の抽出が不実施

407市町村に住所を有する後期高齢者
651,986人に対して実施された健康診査
は指針で定める目的のために行われた
ものとはなっていない

健康診査に係る補助金等 11 億 8577
万円の効果が十分に発現していない

表示する意見

広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容
や実施のための方法等を明確に示すとともに、健康診査の結果の活用状況を把握した上で、補助金等の交付に際して確認し指導する
などの具体的な方策を検討すること



高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用 (意見表示)

厚生労働本省
11億8577万円(指摘金額)
76億0444万円(背景金額)

検査の結果 2

診療情報の活用が行われていない事態

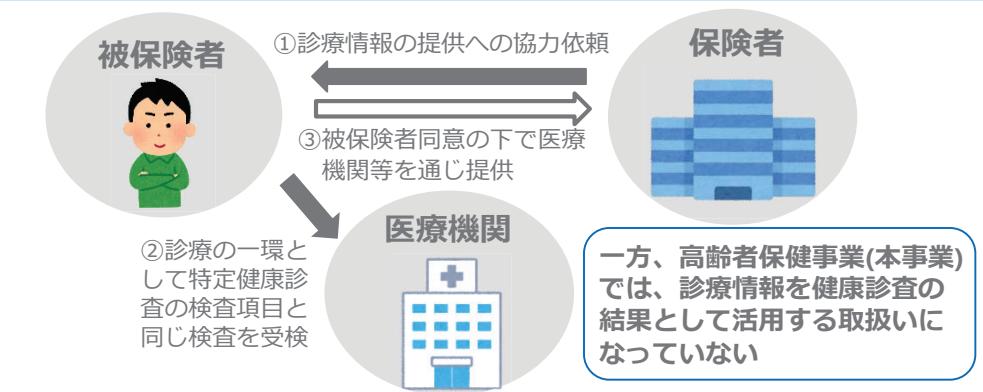
健康診査の実施内容（基本項目）

診察	① 既往歴等の調査	血液検査 (7項目)	⑥ 肝機能検査	AST (GOT)	⑨ 尿検査 (2項目)	尿糖
	② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査			ALT (GPT)		尿たん白
計測	③ 身長と体重の検査		⑦ 血中脂質検査	γ-GT (γ-GTP)		
	④ BMIの測定			中性脂肪		
	⑤ 血圧の測定			HDL-コレステロール		
				LDL-コレステロール		
				⑧ 血糖検査	空腹時血糖 (HbA1c)	

③の検査に腹囲の検査がないことを除き、特定健康診査と同じ



特定健康診査(市区町村国保が実施)に係る診療情報の活用の取組例



- ・後期高齢者の多くは、生活習慣病の治療のために医療機関で診療を受けていると考えられる
- ・健康診査の実施内容（基本項目）は、腹囲の検査を除き特定健康診査の健診項目と同一

⇒特定健康診査の場合と同様に、**診療情報の活用の余地がある**と思料

2年度に交付された全47広域連合に係る補助金等（計76億0444万円）の対象となっている健康診査の全受診者について、診療情報と健康診査の情報を突合した結果

① 2年度の健康診査に係る補助金等の対象者	② ①のうち元年度に同じ検査項目(注)の検査を受けていた人数	③ ②のうち2年度も同じ検査項目(注)の検査を受けていた人数
4,195,246人	791,516人 (①の18.9%)	472,548人 (②の59.7%)
		③のうち2年度も同じ検査項目(注)の検査を受けていた人数

③の多くは生活習慣病治療者であり、通院の継続が想定。診療情報の提供を受けることで、健康診査を受診しないこととなる被保険者に係る補助金等の交付額を一定額削減して高齢者保健事業を経済的に実施可能

(注) 基本項目のうち血液検査と尿検査の全ての項目

表示する意見

広域連合が診療情報を活用することができるための**具体的な方策**を検討すること

